

須崎市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

平成23年4月1日

須崎市訓令第4号

改正 平成24年3月5日訓令第3号

平成25年3月8日訓令第9号

平成25年8月1日訓令第68号

平成26年3月17日訓令第9号

令和3年1月5日訓令第3号

令和4年3月23日訓令第10号

令和5年4月1日訓令第27号

(目的)

第1条 この要綱は、須崎市クリーンエネルギーのまちづくり条例（平成18年須崎市条例第11号）の規定に基づき、クリーンエネルギーの普及による、地球環境にやさしいまちづくりを推進するため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）及び定置用蓄電池（以下「蓄電池」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において須崎市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム 次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 住宅の屋根等への設置に適した、低電圧電線と逆潮流有りで連系し、かつ、システムを構成する太陽電池モジュール（以下「モジュール」という。）の公称最大出力（以下「最大出力」という。）の合計値（kW表示とし、小数点第2位未満を切り捨てる。以下「最大出力値」という。）が10kW未満であるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。

イ 未使用品であるもの

ウ 最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されており、メーカー等による設置後のメンテナンス体制が用意されているもの

エ モジュールについては、日本工業規格（JIS）又はIEC、ISO等の国際規格に基づく試験により認証を受けているもの

(2) 蓄電池 次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又はシステムとともに蓄電池を設置し、常時システムと接続していること。

イ リチウムイオン電池（リチウムイオンの酸化及び還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、蓄電容量（kWh表示とし、小数点第2位未満を切り捨てる。以下同じ。）が1kWh以上のもの

ウ 未使用品であるもの

エ 蓄電容量の60%以上の容量が蓄電池メーカーによって出荷後10年以上保証されており、メーカー等による設置後のメンテナンス体制が用意されているもの

オ 日本工業規格（J I S）又は I E C、I S O等の国際規格に基づく試験により認証を受けているもの又は一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）自ら居住する市内の住宅にシステム又は蓄電池を設置しようとする者又は自らが居住するために市内のシステム付き住宅（以下「建売住宅」という。）を購入する者。ただし、併用住宅の場合は、居住部分が1/2以上の住宅とする。
- （2）自ら電力会社と電灯契約を締結している者
- （3）市税を完納している者
- （4）補助金の交付の決定の日から、既存の住宅に設置又は建売住宅を購入する場合は3月以内、新築の住宅に設置する場合は6月以内又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までにシステム又は蓄電池の設置の完了が見込める者

2 前項第4号及び第8条に規定する完了とは、次の各号の要件をすべて満たした状態をいう。

- （1）本市の住民基本台帳に登録され、又は外国人登録原票に登録されたこと。
- （2）電力会社との系統連系及び受給開始がされたこと。
- （3）システム又は蓄電池の設置工事又は建売住宅の取得に係る支払が完了したこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

設備の区分	設置に係る工事契約の区分	補助金の額	補助上限額
システム	市内に本店を有する者と契約をした場合	最大出力値に4万円を乗じて得た額以内	16万円
	市内に本店を有しない者と契約した場合	最大出力値に3万円を乗じて得た額以内	12万円
蓄電池	市内に本店を有する者と契約した場合	蓄電容量に2万円を乗じて得た額以内	20万円
	市内に本店を有しない者と契約した場合	蓄電容量に2万円を乗じて得た額以内	20万円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、システム又は蓄電池に係る設置工事の着手前、又は購入する建売住宅の引き渡し前に住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、当該年度の12月20日までに市長に提出しなければならない。

- （1）システム（蓄電池）設置に関する費用の内訳が記載された書類及び契約書の写し
- （2）モジュール（蓄電池）の概要が確認できる書類及び配置図
- （3）システム（蓄電池）設置予定の住宅の位置図及び工事着手前の現況写真
- （4）市税完納証明書
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の適否を決定し、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によ

り通知するものとする。

2 補助金の交付を決定するに当たっては、補助申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、補助金を交付しないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならない。

(1) 暴力団等（須崎市暴力団排除条例（平成23年須崎市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第5条第2項の規定に違反した事実があるとき。

(3) 須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年須崎市規則第17号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者であるとき。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容を変更しようとするとき、又はシステム若しくは蓄電池の設置を中止しようとするときは、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更等承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書を受理したときは、変更等内容を審査し、変更等を認める場合は、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更等承認通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知しなければならない。

（設置完了報告）

第8条 交付決定者は、システム又は蓄電池の設置を完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム等設置完了報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) システム（蓄電池）設置費に係る領収書の写し

(2) 電力会社との電力受給関係の契約書の写し

(3) 竣工検査記録の写し及びシステム（蓄電池）の設置状況を示す写真

(4) 交付決定者の住民票の写し（3か月以内に発行された特別事項省略のもの）

(5) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後3か月以内のもの）及び誓約書兼同意書

(6) システムを既に導入していることが分かる資料（蓄電池のみの場合）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、速やかに審査を行い、審査の結果適当と認めるときは、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書（別記様式第6号）により、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

(協力要請)

第12条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成24年 3月 5日訓令第3号)

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成25年 3月 8日訓令第9号)

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成25年 8月 1日訓令第68号)

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

附 則 (平成25年 3月17日訓令第9号)

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 3年 1月 5日訓令第3号)

この訓令は、令和 3年 2月 1日から施行する。

附 則 (令和 4年 3月23日訓令第10号)

この訓令は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日訓令第27号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。